

枚数	表紙共6枚
設計年月	令和6年2月

参考数量調書

令和6年度

県東部市町村水質等分析業務委託

(公財) 富山県下水道公社
施設管理課

総括表

委託業務価格

円

消費税相当額

円

設計額

円

履行場所

舟橋村、上市町及び朝日町

履行内容

水質等分析業務1式

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
委託業務価格 (処理場)						
水素イオン濃度 (pH)		60	検体			
生物化学的酸素要求量 (BOD)		0	検体			
化学的酸素要求量 (COD)		0	検体			
上記2項目同時分析		84	検体			
浮遊物質質量 (SS)		72	検体			
ノルマルヘキササン抽出物質含有量		55	検体			
沃素消費量		2	検体			
陰イオン界面活性剤		7	検体			
塩素イオン		33	検体			
窒素含有量		71	検体			
リン含有量		71	検体			
大腸菌群数		72	検体			
フェノール類		35	検体			
銅及びその化合物		40	検体			
亜鉛及びその化合物		40	検体			
鉄及びその化合物 (溶解性)		39	検体			
マンガン及びその化合物 (溶解性)		39	検体			
クロム及びその化合物		40	検体			
カドミウム及びその化合物		41	検体			
シアン化合物		40	検体			
小計1		781	検体			

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
委託業務価格(処理場)						
有機燐化合物		40	検体			
鉛及びその化合物		41	検体			
六価クロム化合物		40	検体			
砒素及びその化合物		41	検体			
水銀及びアモルガ水銀その他の水銀化合物		41	検体			
アルキル水銀化合物		40	検体			
ポリ塩化ビフェニル		40	検体			
トリクロロエチレン		0	検体			
テトラクロロエチレン		0	検体			
ジクロロメタン		0	検体			
四塩化炭素		0	検体			
1,2-ジクロロエタン		0	検体			
1,1-ジクロロエチレン		0	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン		0	検体			
1,1,1-トリクロロエタン		0	検体			
1,1,2-トリクロロエタン		0	検体			
1,3-ジクロロプロパン		0	検体			
ベンゼン		0	検体			
トリクロロエチレン・ベンゼンまで11項目同時分析		40	検体			
チウラム		40	検体			
小計2		363	検体			

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
委託業務価格(処理場)						
シマジン		0	検体			
チオベンカルブ		0	検体			
シマジン・チオベンカルブ2項目同時分析		40	検体			
セレン及びその化合物		40	検体			
ほう素及びその化合物		39	検体			
ふっ素及びその化合物		39	検体			
亜硝酸性窒素		0	検体			
硝酸性窒素		0	検体			
亜硝酸性・硝酸性窒素2項目同時分析		46	検体			
アンモニア性窒素		51	検体			
1,4-ジオキサソール		40	検体			
ニックケル		1	検体			
前処理費(溶出)		3	検体			
前処理費(含有)		3	検体			
MLSS		15	検体			
含水率		1	検体			
透視度		5	検体			
炭素源酸素要求量(C-BOD)		2	検体			
蒸発残留物(TS)		0	検体			
抽熱残留物(IR)		0	検体			
遊離残留塩素		6	検体			
全残留塩素		6	検体			
大腸菌数(平板培養法)		3	検体			
小計3		340	検体			
合計(小計1+小計2+小計3)		1,484	検体			
合計						

県東部市町村水質等分析業務委託仕様書

公益法人富山県下水道公社（以下「発注者」という）と受注者は、本仕様書に従い、業務を履行するものとする。

（目的）

第1条 この仕様書は、県東部市町村水質等分析業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

なお、県東部とは、舟橋村、上市町及び朝日町の行政区域をいう。

（履行期間）

第2条 履行期間は令和6年4月から令和7年3月末までとする。

履行期間の詳細については、契約時に別途定めるものとする。

（業務内容）

第3条 受注者は、発注者が指示する場所（処理場、接続点、特定事業場）において、採取もしくは、自治体が指定した者が採取した試料を分析し、その結果を発注者に報告するものとする。

(1) 処理場においては、自治体職員もしくは、処理場を管理する職員の許可のもと採取を行うものとする。

(2) 接続点及び事業場においては、自治体職員または、発注者の指示を受けた場所において採取するものとするが、公道等安全対策が必要な場所については、誘導員の配置等を含む安全対策を講じた上で採取を行うものとする。

なお、採取日時は、発注者、自治体担当者職員及び受注者の間で協議し決定するものとする。

(3) 分析項目及び分析方法については、原則別紙1に示す内容により行うものとし、それ以外での分析を行う場合においては、事前に発注者に協議し承諾を得ることとする。

(4) 自治体からの受託試験項目並びに検体数は、別紙市町村別依頼予定表に示すとおりとするが、予定数量であって最終的には発注者の指示する数量で実施するものとする。

ア 業務実施フロー

業務の実施フローは、別紙3に示すとおりとする。

イ 分析調査の実施日

発注者が指定する日とする。

ウ 分析項目

別紙1の分析項目の中から指定する。

エ 試料の採取

受注者は、発注者が指定した場所において自ら試料を採取するものとし、試料採取時の安全対策は、受注者が適時準備し対応するものとする。

オ 分析の方法

以下に示す方法によるものとする。

水質分析

(ア) 下水の水質の検定方法に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）

(イ) 環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）

汚泥溶出、汚泥含有等

目的に適した方法により実施するものとし、分析方法は最新の改正によるものとする。

（分析結果の報告）

第 4 条 受注者は、調査実施日から起算して 10 日以内に分析結果を報告しなければならない。また、その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）についても速やかに提出するものとする。

(1) 計量証明書

(2) 水質等分析結果報告書（別紙 2）

(3) その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）

(4) 採取状況写真（処理場、接続点、特定事業場）

(5) 分析状況写真

2 受注者は、分析項目ごとに定められた基準値を把握しなければならない。

3 受注者は、各分析項目基準値を超える分析結果が得られたときは、直ちに発注者に連絡しなければならない。

4 採取状況写真については、採取する場所毎に作成するものとする。

（業務委託料等）

第 5 条 契約は単価契約とする。

分析単価は、処理場、接続点、特定事業場毎に分け、各々の分析単価には、試料採取（接続点及び特定事業場においては安全対策費（誘導員の配置等）を含む）、写真撮影、試料運搬・保管、試料分析、報告書の作成等に要する費用、その他必要経費を含めたものとする。

発注者は受注者と単価内訳書で定める単価で契約を行うものとし、契約した単価は本業務の委託期間中は変更しないものとする。

（提出書類）

第 6 条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1) 業務着手時に提出する書類

ア 業務着手届（様式第 16-1 号）

イ 業務工程表（様式第 17-1 号）

ウ 管理技術者等届（様式第 18-1 号）

(管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士(濃度関係)登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。)

エ 計量法による計量証明事業登録証の写し

オ 計量証明事業の登録簿の謄本の写し

カ 特定毒物研究者許可証の写し

キ 計量に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類

ク 分析項目ごとの分析手法(フロー)を示す書類

(2) 業務履行期間中に提出する書類

第4条(分析結果の報告)に関する書類

第8条(分析精度の管理確認)に関する書類

(3) 業務完了時に提出する書類

ア 業務委託完了届(様式第20-1号)

イ 調査報告書が記録された電子媒体(CD-R等) 1式

ウ 業務記録写真 1部(第4条第4項に関する書類)

(分析項目ごと及び主な分析手順ごとに撮影し、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。なお、同一方法により複数の項目を同時分析するものについて共通する部分の写真は、代表的なものを添付すればその他については省略できるものとする。また、分析を複数回実施する場合は、そのいずれかの分析について記録するものとする。)

(4) その他、発注者が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第7条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確な業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(分析精度の管理確認)

第8条 受注者は、当該業務を実施するにあたり、自ら実施する分析精度の管理に関する書類を提出しなければならない。

(安全管理等)

第9条 受注者は、委託業務の履行にあたり、第三者及び作業員に対する安全対策を徹底すること。

(関係法令等の遵守)

第10条 受注者は委託業務の履行にあたり、下水道法(昭和33年法律第79号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、計量法(昭和26年法律第207号)、労働安

全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等について発注者、受注者にて協議するものとする。

（暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置）

第 11 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（個人情報の保護）

第 12 条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義の解釈）

第 13 条 この仕様書の各事項に疑義を生じた場合、又は定めのない場合は、発注者と受注者において協議してこれを定めるものとする。

別紙 1

水質等分析項目	分析方法
水素イオン濃度 (pH)	規格. 12. 1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	規格. 21
化学的酸素要求量 (COD)	規格. 17
浮遊物質 (SS)	告示付表. 9
ノルマルヘキサン抽出物質	付表. 4
よう素消費量	省令別表. 2
陰イオン界面活性剤	規格. 30. 1
塩素イオン	規格. 35. 3
全窒素 ^{*1}	規格. 45. 1、45. 2、45. 6
全リン ^{*2}	規格. 46. 3
大腸菌群数	省令別表. 1
フェノール類	規格. 28. 1
銅及びその化合物	規格. 52. 2、52. 3、52. 4、52. 5
亜鉛及びその化合物	規格. 53
鉄及びその化合物 (溶解性)	規格. 57. 2、57. 3、57. 4
マンガン及びその化合物 (溶解性)	規格. 56. 2、56. 3、56. 4、56. 5
クロム及びその化合物	規格. 65. 1
カドミウム及びその化合物	規格. 55
シアン化合物	規格. 38. 1. 2、38. 2、38. 3、38. 5、告示付表. 1
有機リン化合物	付表. 1
鉛及びその化合物	規格. 54
六価クロム化合物	規格. 65. 2 (規格. 65. 2. 7 を除く)、告示 13 別表. 1
ひ素及びその化合物	規格. 61
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	告示付表. 2
アルキル水銀化合物	告示付表. 3、付表. 3
PCB ^{*3}	告示付表. 4、JIS K0093
トリクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
テトラクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
ジクロロメタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
四塩化炭素	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
ベンゼン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 2
チウラム	告示付表. 5
シマジン	告示付表. 6
チオベンカルブ	告示付表. 6
セレン及びその化合物	規格. 67

ほう素及びその化合物	規格. 47
ふっ素及びその化合物	規格. 34. 1、34. 2、34. 4、34. 1. 1、告示付表. 7
亜硝酸性窒素	規格. 43. 1
硝酸性窒素	規格. 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5、43. 2. 6
アンモニア性窒素	規格. 42. 2、42. 3、42. 5、42. 6、42. 7
1, 4-ジオキサン	告示付表. 8
ニッケル	規格. 59
前処理費 (溶出)	告示 13. 1
前処理費 (含有)	平成 15 年環告第 19 号
MLSS	下水試験方法第 4 編第 1 章第 6 節遠心分離法
含水率	告示 13. 1
透視度	下水試験方法第 2 編第 1 章第 6 節
炭素源酸素要求量 (C-BOD)	下水試験方法第 2 編第 1 章第 21 節 2
蒸発残留物 (TS)	下水試験方法第 2 編第 1 章第 9 節
強熱残留物 (IR)	下水試験方法第 2 編第 1 章第 10 節
遊離残留塩素	規格. 33. 2 (DPD) 比色法、下水試験方法第 2 編第 1 章第 37 節 1 (1)
全残留塩素	規格. 33. 2 (DPD) 比色法、下水試験方法第 2 編第 1 章第 37 節 1 (2)
大腸菌数 (平板培養法)	下水試験方法第 6 編第 4 章第 2 節 1

※1 窒素含有量 ※2 燐含有量 ※3 ポリ塩化ビフェニル

規 格 : JIS K0102

告示付表 : 昭和46年環境庁告示第59号

付 表 : 昭和49年環境庁告示第64号

省 令 : 厚生・建設省令第 1 号

告 示 13 : 昭和 48 年環境庁告示第 13 号

水質等分析結果報告書

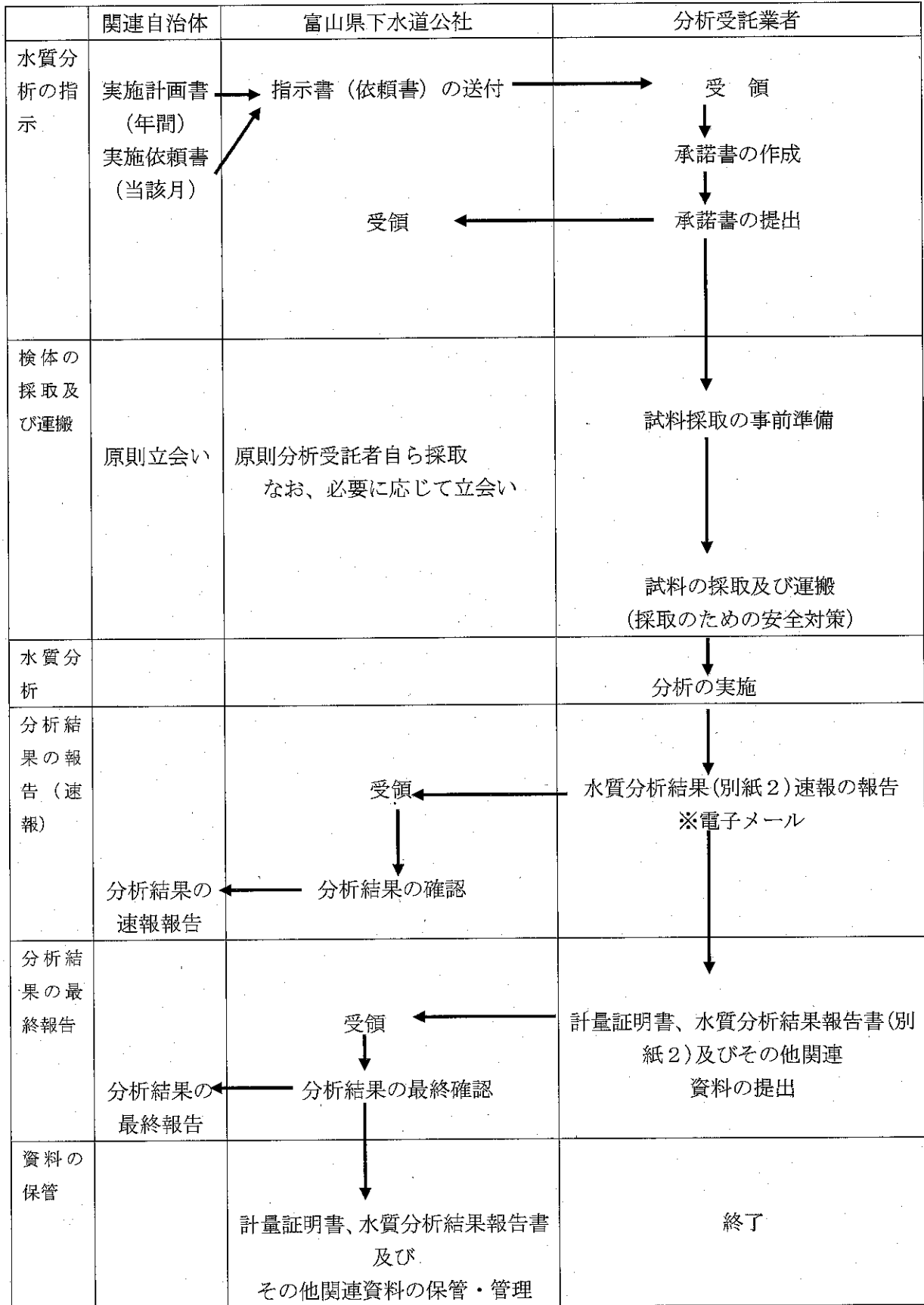
委託団体名		報告責任者		(公財)富山県下水道公社	
試料採取年月日		令和 年 月 日		時刻 AM・PM 時 分	
天候	当日	気温	試料名		
	前日				
	前々日				
水質試験項目		分析方法(例)		測定値	
外観		規格.8		—	
水温		規格.7.2		℃	
水素イオン濃度(pH)		規格.12.1		—	
生物化学的酸素		規格.21		mg/l	
化学的酸素要求量(COD)		規格.17		mg/l	
浮遊物質(S.S)		告示付表.9		mg/l	
ノルマルヘキサノール抽出物質含有量		付表.4		mg/l	
よう素消費量		省令別表.2		mg/l	
陰イオン界面活性剤		規格.30.1		mg/l	
塩素イオン		規格.35.3		mg/l	
窒素含有量		規格.45.2		mg/l	
炭素含有量		規格.46.3		mg/l	
大腸菌群数		省令別表.1		個/cm ³	
フェノール類		規格.28.1		mg/l	
銅及びその化合物		規格.52.4		mg/l	
亜鉛及びその化合物		規格.53.3		mg/l	
鉄及びその化合物(溶解性)		規格.57.2		mg/l	
マンガン及びその化合物(溶解性)		規格.56.4		mg/l	
クロム及びその化合物		規格.65.1		mg/l	
カドミウム及びその化合物		規格.55.3		mg/l	
シアン化合物		規格.38.1.2.38.3		mg/l	
有機リン化合物		付表.1		mg/l	
鉛及びその化合物		規格.54.3		mg/l	
六価クロム化合物		規格.65.2		mg/l	
ヒ素及びその化合物		規格.61.2		mg/l	
水銀及びアルキル水銀その他の化合物		告示付表.2		mg/l	
アルキル水銀化合物		告示付表.3		mg/l	
ポリ塩化ビフェニル		告示付表.4		mg/l	
トリクロロエチレン		IIS K0125.5.2		mg/l	
テトラクロロエチレン		IIS K0125.5.2		mg/l	
ジクロロメタン		IIS K0125.5.2		mg/l	
四塩化炭素		IIS K0125.5.2		mg/l	
1,2-ジクロロエタン		IIS K0125.5.2		mg/l	
1,1-ジクロロエチレン		IIS K0125.5.2		mg/l	
シス-1,2-ジクロロエチレン		IIS K0125.5.2		mg/l	
1,1,1-トリクロロエタン		IIS K0125.5.2		mg/l	
1,1,2-トリクロロエタン		IIS K0125.5.2		mg/l	
1,3-ジクロロプロペン		IIS K0125.5.2		mg/l	
ベンゼン		IIS K0125.5.2		mg/l	
チウラム		告示付表.5		mg/l	
シマジン		告示付表.6		mg/l	
チオバルンカルブ		告示付表.6		mg/l	
セレン及びその化合物		規格.67.2		mg/l	
ほう素及びその化合物		規格.47.3		mg/l	
ふっ素及びその化合物		規格.34.1		mg/l	
亜硝酸性窒素		規格.43.1.2		mg/l	
硝酸性窒素		規格.43.2.5		mg/l	
アンモニア性窒素		規格.42.5		mg/l	
1,4-ジオキサン		告示付表.8		mg/l	
ニッケル		規格.59.4		mg/l	
MLSS		下水.4.1.6		mg/l	
含水率		告示.13.1		%	
透視度		下水.2.1.6		度	
炭素源酸素要求量(C-BOD)		下水.2.1.21.2		mg/l	
蒸発残留物(TS)		下水.2.1.9		mg/l	

強熱残留物 (IR)	下水 2.1.10		mg/l
遊離残留塩素	下水 2.1.37.1		mg/l
全残留塩素	下水 2.1.37.1		mg/l
大腸菌数 (平板培養法)	下水, 6.4.2.1		CFU/mL
備考			

規格 : JIS K 0102
 告示付表 : 昭和 46 年環境庁告示第 59 号
 付表 : 昭和 49 年環境庁告示第 64 号
 省令 : 厚生・建設省令第 1 号
 告示 13 : 昭和 48 年環境庁告示第 13 号

分析者:

業務実施フロー



別紙 市町村別依頼予定表

R6年度予定数

	処理場	接続点	特定事業場	計
中新川広域行政 事務組合	1			1
朝日町	1			1
上市町	4			4
計	6	0	0	6

※処理場は処理場数とし接続点及び特定事業場は箇所数

R6年度予定分析項目

単位：分析項目数

	処理場	接続点	特定事業場	計
中新川広域行政 事務組合	908	0	0	908
朝日町	453	0	0	453
上市町	183	0	0	183
計	1,544	0	0	1,544

※詳細は別紙による

R6年度採水予定

単位：回数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
中新川 広域行 政事務 組合	処理場 (1施設)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	処理場 <定期>月2回(放流水) <不定期>4月、10月(流入水、汚 泥(溶出)(含有)試験)
	接続点														
	特定事業 場														
	計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
朝日町	処理場 (1施設)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	処理場 <定期>月2回(流入水・放流水) <不定期> 6月、11月(精密試験、流入・放 流) 8月、3月(河川上下流) 8月(放流水の大腸菌数) 2月(汚泥試験)
	接続点														
	特定事業 場														
	計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
上市町	処理場 (4施設)					1					1			2	処理場 <不定期>8月(4処理場放流水) 1月(1処理場放流水)
	接続点														
	特定事業 場														
	計					1					1			2	
計	処理場	4	4	4	4	5	4	4	4	4	5	4	4	50	
	接続点														
	特定事業 場														
	計	4	4	4	4	5	4	4	4	4	5	4	4	50	

※予定であり、契約締結後 採取日程を調整し決定

**県東部市町村水質等分析業務委託
処理場＋接続点＋特定事業場**

水質等分析項目	処理場＋接続点＋特定事業場															
	処理場				接続点				特定事業場				合計			
	中新川	朝日町	上市町	計	中新川	朝日町	上市町	計	中新川	朝日町	上市町	計	中新川	朝日町	上市町	計
処理場数	14	15	5	34									14	15	5	34
採水箇所数	18	66	5	89									18	66	5	89
水素イオン濃度(pH)	30	25	5	60									30	25	5	60
生物化学的酸素要求量(BOD)																
化学的酸素要求量(COD)																
上記2項目一括分析	26	53	5	84									26	53	5	84
浮遊物質(SS)	26	41	5	72									26	41	5	72
ノルマルヘキサン抽出物質	26	24	5	55									26	24	5	55
よう素消費量	2			2									2			2
陰イオン界面活性剤		2	5	7										2	5	7
塩素イオン	4	24	5	33									4	24	5	33
全窒素	26	40	5	71									26	40	5	71
全リン	26	40	5	71									26	40	5	71
大腸菌群数	26	41	5	72									26	41	5	72
フェノール類	26	4	5	35									26	4	5	35
銅及びその化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
亜鉛及びその化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
鉄及びその化合物(溶解性)	30	4	5	39									30	4	5	39
マンガン及びその化合物(溶解性)	30	4	5	39									30	4	5	39
クロム及びその化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
カドミウム及びその化合物	30	6	5	41									30	6	5	41
シアン化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
有機リン化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
鉛及びその化合物	30	6	5	41									30	6	5	41
六価クロム化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
ひ素及びその化合物	30	6	5	41									30	6	5	41
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	30	6	5	41									30	6	5	41
アルキル水銀化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
PCB	30	5	5	40									30	5	5	40
トリクロロエチレン																
テトラクロロエチレン																
ジクロロメタン																
四塩化炭素																
1,2-ジクロロエタン																
1,1-ジクロロエチレン																
シス-1,2-ジクロロエチレン																
1,1,1-トリクロロエタン																
1,1,2-トリクロロエタン																
1,3-ジクロロプロペン																
ベンゼン																
上記11項目一括分析	30	5	5	40									30	5	5	40
チウラム	30	5	5	40									30	5	5	40
シマジン																
チオベンカルブ																
上記2項目一括分析	30	5	5	40									30	5	5	40
セレン及びその化合物	30	5	5	40									30	5	5	40
ほう素及びその化合物	30	4	5	39									30	4	5	39
ふっ素及びその化合物	30	4	5	39									30	4	5	39
亜硝酸性窒素																
硝酸性窒素																
上記2項目一括分析	26	15	5	46									26	15	5	46
アンモニア性窒素	30	16	5	51									30	16	5	51
1,4-ジオキサン	30	5	5	40									30	5	5	40
ニッケル		1		1										1		1
前処理(溶出)	2	1		3									2	1		3
前処理(含有)	2	1		3									2	1		3
MLSS		12	3	15										12	3	15
含水率		1		1										1		1
透視度			5	5											5	5
炭素源酸素要求量(C-BOD)		2		2										2		2
蒸発残留物(TS)																
強熱残留物(IR)																
遊離残留塩素		1	5	6										1	5	6
全残留塩素		1	5	6										1	5	6
大腸菌数		3		3										3		3
合計	908	453	183	1,544									908	453	183	1,544

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 「甲」は発注者である公益財団法人富山県下水道公社を、「乙」は受注者をいう。